

第3章

健康なごやプラン21(第1次)

- 1 「健康なごやプラン21(第1次)」の評価
- 2 1次計画期間における健康に関する市の主な取り組み

1 「健康なごやプラン21(第1次)」の評価

本市における、平均寿命は、平成12年から平成22年までの10年間で、男性が1.44年、女性が2.04年、それぞれ伸びています。

三大死因の年齢調整死亡率(人口10万対)は、同じ10年間で、悪性新生物が男性は22.0、女性は10.0、心疾患が男性は33.0、女性は18.9、脳血管疾患が男性は24.1、女性は23.1、それぞれ減少しています。(第2章「本市の現状」7ページ参照)

この背景には、医療技術の発達・医療資源の充実はさることながら、市民の生活習慣の改善による生活習慣病の予防の努力も大きく寄与していると考えられます。

1. 各分野の取り組み結果

1次計画では、市民一人ひとりが主体的に取り組める健康づくりを推進するため、次の13分野ごとに目標、取り組みを掲げ実行してきました。

【生活習慣の改善及び生活習慣病予防(9分野)】

- ①「栄養・食生活」 ②「身体活動・運動」 ③「休養・こころの健康づくり」
 - ④「たばこ」 ⑤「アルコール」 ⑥「歯の健康」 ⑦「糖尿病」 ⑧「循環器病」 ⑨「がん」
- ※①～⑥は「生活習慣の改善」への行動分野、⑦～⑨は生活習慣病(3疾患)の予防への行動分野

【母子保健(4分野)】

- ⑩「思春期の保健対策の強化と心身両面の健康づくり」
- ⑪「妊娠・出産に関する安全性の確保と健康づくり」
- ⑫「小児保健医療水準の向上」
- ⑬「子どものこころの安らかな発達の促進と育児不安の軽減」

「生活習慣の改善及び生活習慣病予防」の9分野における目標設定については、国の「健康日本21」、「母子保健」の4分野における目標設定については、国の「健やか親子21」の課題設定を考慮し、本市における目標項目及び評価指標を設定しました。

生活習慣の改善と生活習慣病の予防(9分野)

健康に関する市民アンケート結果等から、平成13年度からの10年間で市民の生活習慣が改善した事項としては、次のような事項があります。

《 改善した主な事項 》

○自分の適正体重を知っている人の割合	64.7%→77.1%
○適正体重を維持しようとする人の割合	62.0%→70.5%
○運動習慣者の割合 男性	17.5%→32.0%
女性	14.1%→25.5%

○なるべく階段を使うように心がけている人の割合	34.2%→39.3%
○がん検診受診者の増加	約23万人→ 約40万人※
○喫煙率の低下 男性	41.3%→25.0%
女性	13.1%→ 7.9%

※は1次計画の指標となっている事項

これは、生活習慣の改善のための健康教育、喫煙対策、食育の推進等の地域での健康づくりや本市独自の予防医療の推進が、市民の生活習慣の改善による生活習慣病の予防の一助となっていると思われます。

しかし、改善した事項も油断すると悪化するおそれもあり、引き続き取り組みを推進する必要があります。

一方、悪化した事項としては、次のような事項があります。

《悪化した主な事項》

- 20～60歳代男性の肥満者の割合 23.5%→25.1%※
- 日常生活における歩数の減少(特に男性) 男性8,039歩→7,029歩※
(国民健康・栄養調査5年分)
- 高血圧・糖尿病で通院している人の割合 高血圧 男性13.5%→20.9%
 女性 13.4%→19.6%
糖尿病 男性 6.7%→ 9.3%
 女性 2.9%→ 4.5%
- 400人を超える自殺者が続いている

※は1次計画の指標となっている事項

改善した事項もある反面、生活習慣病の予防にとってのマイナス要因も少なくありません。

以上のことから、次のような市民の状況が推測され、課題が明らかになりました。

【状況】

*適正体重への意識の向上、運動習慣者の増加、階段を使うことの意識の向上、がん検診の受診者増、喫煙率の低下等から、市民の健康への関心や健康への意識は向上し、比較的容易な生活習慣の改善が進みつつあります。しかし、肥満者の増加、歩数の減少、高血圧・糖尿病で通院している人の割合の増加は、健康意識の向上を生活習慣の改善や健康増進のための行動につなげられていない状況もありますことを反映しています。

【課題】

*市民の健康への関心や健康への意識の向上を、より広範囲の生活習慣の改善や具体的な健康増進のための行動につなげることです。
*市民の取り組みを支援する市の施策は引き続き継続しつつ、社会全体として個人の健康を支え守る環境づくりに努めていくことが重要であり、家庭、学校、地域、企業、民間団体等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体が連携しあい、市民の健康を守る環境を整備する必要があります。

母子保健（4分野）

母子の健康づくりについては、妊娠前・妊娠期の心身の健康づくりを行うとともに、子どもの健やかな発育とよりよい生活習慣を形成することが、将来を担う次世代の健康づくりに重要です。

妊娠・出産期に母となる女性の心身両面の健康状態を安定させることは、良好な母と子の愛着形成を促進し、子どもの健やかな成長につながると考えます。

子育てに関するアンケート等からは、

○妊娠中の喫煙・飲酒する人の割合……………喫煙 9.0%→4.7%、飲酒 17.3%→3.7%

との結果が得られており、安心・安全な妊娠・出産にむけた取り組みの成果がみられました。また、

○育児について相談相手がいる母親の割合…………… 91.1%→99.1%

との結果から、家庭、地域及び関係機関が協力して子育て支援をすすめ、児童虐待による死亡数ゼロをめざすことが必要です。

一方、唯一悪化した事項としては、

●子どもの事故防止対策を実施している家庭の割合……………82.6%→75.2%

との結果があり、乳幼児を持つ保護者への正しい知識や対策方法を効果的に普及し、より一層乳幼児の健康を守っていく必要があります。

今後も母子保健のさらなる向上のため、家庭、学校、地域、企業、民間団体等がそれぞれの役割を再認識するとともに、相互が連携し社会全体で取り組むことが求められます。

2. 分野・指標ごとの最終評価の結果

評価基準及び評価区分 (策定期のベースライン値と直近値を比較)	生活習慣の改善と 生活習慣病の予防	母子保健
	9分野・目標項目20 該当指標数(割合)	4分野・目標項目13 該当指標数(割合)
A（達成）目標を達成している	9 (22.5%)	4 (26.7%)
B（改善）ベースライン値より改善している	25 (62.5%)	5 (33.3%)
C（改善なし）ベースライン値と同じか悪化 または、改善がみられない	4 (10.0%)	1 (6.7%)
D（判定不能）基準の変更により判定できない	—	4 (26.7%)
E（保留）中間評価以降新たに設定したため 判定できない	2 (5.0%)	1 (6.7%)
合計	40指標 (100%)	15指標 (100%)

『C(改善なし) ベースライン値と同じか、悪化または、改善がみられない』の評価だった指標

生活習慣の改善と生活習慣病の予防

- 成人(20～60歳代男性)の肥満者の割合の減少(BMIが25.0以上)
- 質・量ともにバランスのよい食事を楽しくゆったりした気分でとる人の割合の増加
- 日常生活における歩数の増加(1日あたり)男性
- 日常生活における歩数の増加(1日あたり)女性

母子保健

- 子どもの事故防止対策を実施している家庭の割合の増加

2

1次計画期間における 健康に関する市の主な取り組み

1次計画期間の平成15年度から平成24年度の10年間において、各種の健康に関する施策に取り組んできました。

なごや健康都市宣言

本市は、人の健康及び取り巻く都市環境の健康に総合的に取り組むことを目的に、平成19年11月にWHO健康都市宣言（「なごや健康都市宣言」）を行いました。

「人の健康」の取り組みとしては、「健康なごやプラン21」による市民の健康づくり運動の推進、「名古屋市食育推進計画」による食育の推進を図ってきました。併せて、「まちの健康」の視点から、関連する「第3次名古屋市環境基本計画」「なごや緑の基本計画2020」の2つの計画により、都市環境の整備も推進してきました。

なごや健康ウェーブプロジェクト等

「人の健康」に取り組む中で、生涯にわたり健康で心豊かな生活が送れるよう、ワンコインがん検診、任意予防接種の助成、健康づくりなどの予防医療を推進してきました。

● ワンコインがん検診の実施

市民の3人に1人はがんにより亡くなっている状況を鑑み、一層がん対策を推進するため、平成21年度より、がん検診ガイド(がん検診受診案内)の全戸配布を開始しました。また、平成22年度より、5種類(胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん)のがん検診の自己負担額をワンコイン(500円)に統一し、がん検診の受診率の向上を図りました。併せて、同年6月より、前立腺がん検診を開始(自己負担額は他検診と同じく500円)し、がんの早期発見・早期治療により死亡率の減少を図るよう取り組んできました。

● 任意予防接種の拡充

感染症を予防するため、平成22年度より6種類(水痘(みずぼうそう)、おたふくかぜ、子宮頸がん、ヒブ、高齢者肺炎球菌、小児肺炎球菌)の、平成24年度にはロタウィルスの任意予防接種の助成を開始しました。

母子保健の充実

母子保健の分野では、少子化対策及び次世代育成支援の推進のため、不妊治療費の助成、妊婦健康診査の公費負担回数や検査項目の拡大、思春期保健や子どもの事故防止対策の充実、また乳児期早期からの訪問指導の強化など、妊娠期からの子育て支援の充実に取り組んできました。

【本市における主な健康に関する施策の沿革】

	市	国
平成15年度	○健康なごやプラン21(第1次) (15~24年度)	○健康増進法施行
平成16年度		
平成17年度	○なごや子ども子育てわくわくプラン (17~21年度)	○食育基本法施行
平成18年度	○はつらつ長寿プランなごや2006 (18~20年度)※介護予防事業等	○介護保険法の一部改正施行 ※予防重視型システムに転換 ○自殺対策基本法施行
平成19年度	○なごや健康都市宣言 ○名古屋市食育推進計画(第1次) (19~22年度) ○自殺対策事業開始	○がん対策基本法施行 ○がん対策推進基本計画
平成20年度	○特定健診等実施計画(20~24年度) ※国民健康保険特定健診の実施 ○健康なごやプラン21(第1次) ※計画期間延長(15~24年度)	○高齢者の医療の確保に関する法律施行
平成21年度	○はつらつ長寿プランなごや2009 (21~23年度)	
平成22年度	○ワンコインがん検診開始 ○任意予防接種の助成開始 ○なごや子ども子育てわくわくプラン後期計画 (22~26年度)	
平成23年度	○健康エーブプロジェクト開始 ○喫煙対策 ※禁煙の日、建物内全面禁煙施設登録 ○健康都市連合日本支部大会開催 (開催地:名古屋市) ○名古屋市食育推進計画(第2次)(23~27年度) ○名古屋市がん対策推進条例制定	○歯科口腔保健の推進に関する法律施行
平成24年度	○はつらつ長寿プランなごや2012(24~26年度) ○8020達成サポートプロジェクト開始	○がん対策推進基本計画改定

第4章

健康なごやプラン21(第2次)

- 1 目的
- 2 位置付け
- 3 期間
- 4 他計画との関連
- 5 取り組みの方向

1 目的

- すべての市民が健康で心豊かに生活できる社会をめざし、生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ります。
- すべての親と子が健やかに暮らせる社会をめざし、安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに子育てできる環境づくりの推進を図ります。

健康寿命については、平均寿命と健康寿命の延びを想定し、10年後に向けて、平均寿命の增加分を上回る健康寿命の増加となるように、健康寿命の延伸の実現をめざします。

2 位置付け

「健康なごやプラン21」は、健康増進法に基づく健康増進計画として策定するものです。2次計画は、1次計画の最終評価から得た、市民の健康に関する課題を継承するとともに、「21世紀における国民健康づくり運動の指針」として国が策定した「健康日本21（第2次）」及び母子保健分野での「健やか親子21」の方向性を踏まえて策定します。また、本市の健康増進事業と特定健康診査等との一層の連携を図るため、「名古屋市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画」と一体的に策定します。

3期 間

計画の期間は、平成25年度から34年度の10年間とします。ただし、2次計画と一体的に策定する「名古屋市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画」については、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。この期間中、進捗状況や社会情勢の変化に応じて、見直しの必要が生じた場合は適切に対応します。

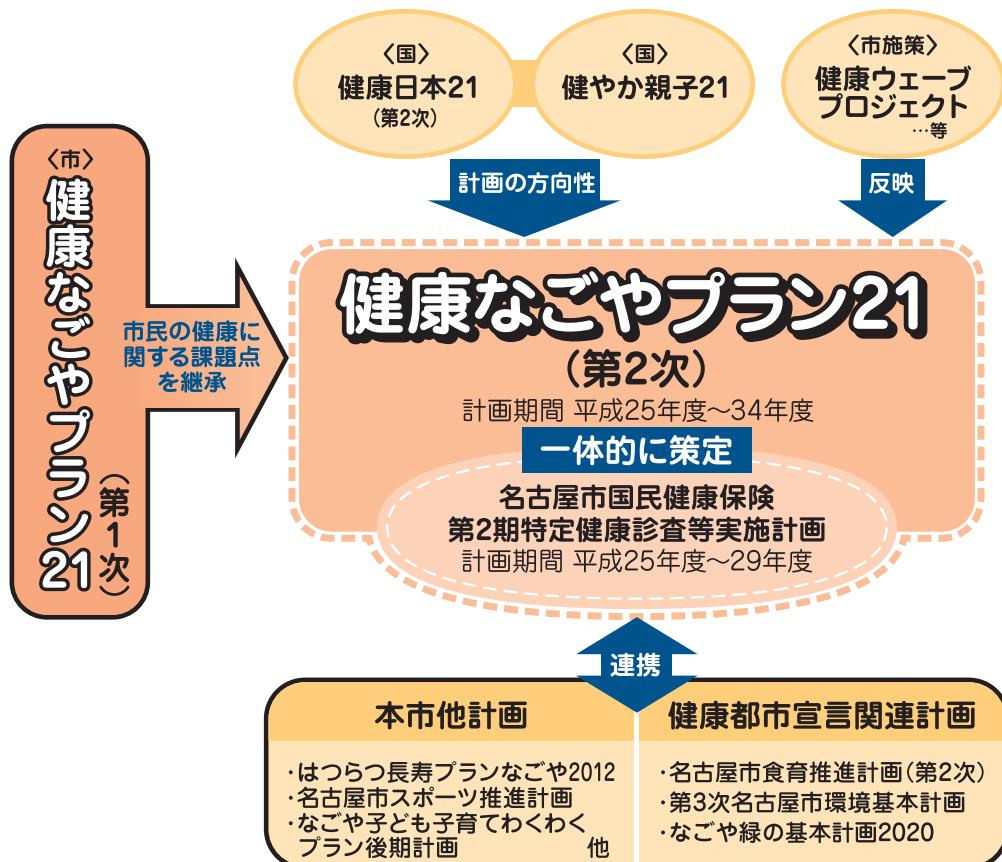
中間年度となる平成29年度には、目標指標の達成状況を把握し中間評価を実施するとともに「名古屋市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画」の最終評価を行います。

また、最終年度となる平成34年度には、目標の達成状況の最終評価を行います。

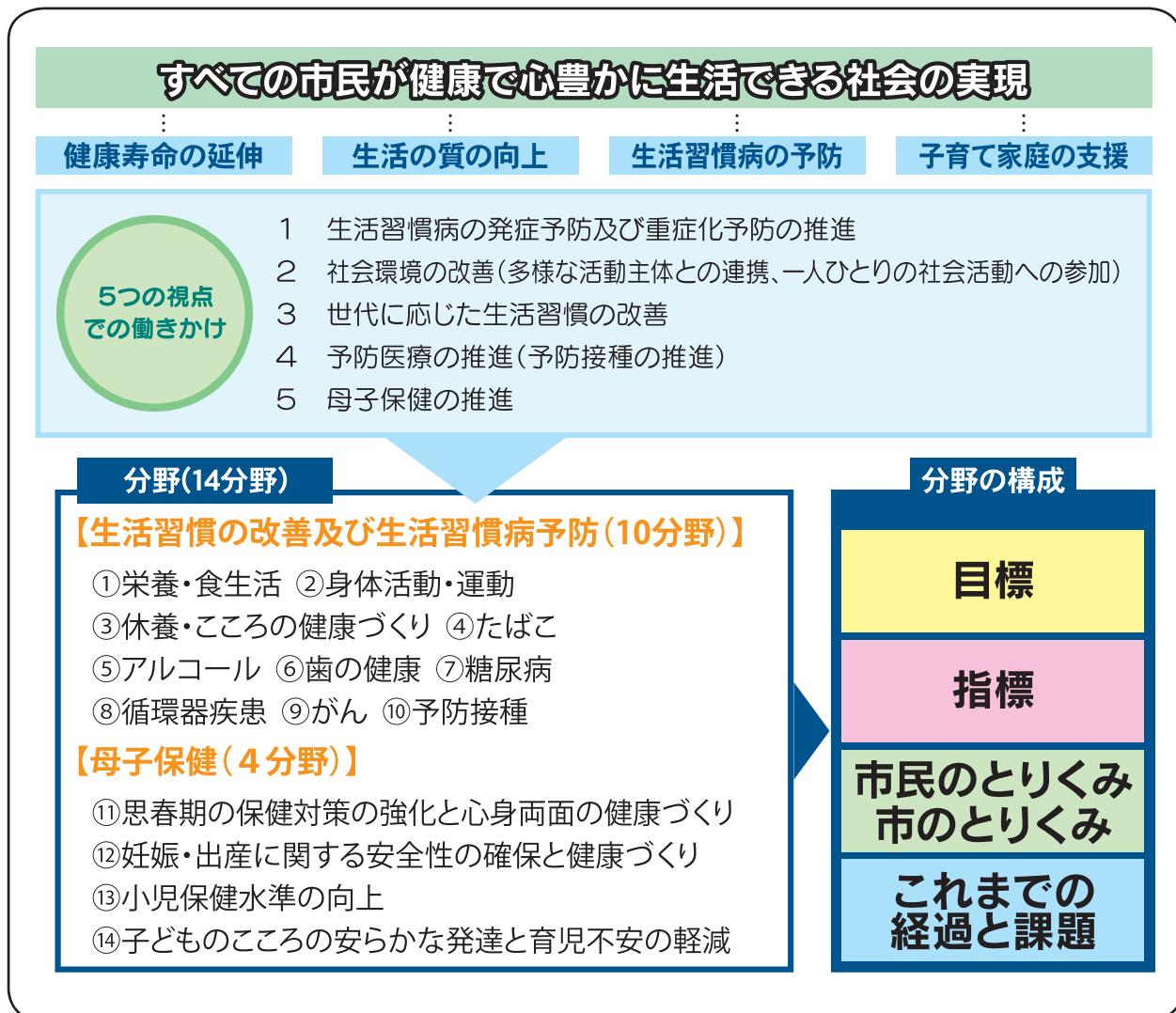
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
健康なごや プラン21(第2次)					中間 評価					最終 評価
名古屋市国民健康 保険第2期特定健 康診査等実施計画					最終 評価					

4 他計画との関連

本市の各種健康に関する取り組みを一層推進するため、2次計画の取り組みに位置付けるとともに、健康に関連する本市他計画との連携を図ります。



5 取り組みの方向



1. 5つの視点での働きかけ

すべての市民が健康で心豊かに生活できる社会の実現をめざして、次の5つの視点で働きかけます。

① 生活習慣病の発症予防及び重症化予防の推進

健康寿命の延伸のために、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防を推進し、生活習慣病の発症予防を図るとともに、高血圧などの循環器疾患や糖尿病などによる重大な合併症の発症や症状の進展等の重症化予防を図ります。

② 社会環境の改善(多様な活動主体との連携、一人ひとりの社会活動への参加)

一人ひとりの健康は、家庭、学校、地域、企業等の社会環境の影響を受けること、地域のつながりが健康にプラスに影響することなどから、社会全体として市民の健康を支え守る環境づくりに努めていくことが重要です。

従来、生活習慣の改善は、一人ひとりの健康づくりへの取り組みが中心でした。それに加えて、地域や社会全体の連携を強め、個人の社会参加を促進する取り組みを進めます。

地域や多様な団体等との連携により、市民が共に支えあい、健康を守り、健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築する中で、様々な環境の違いによる健康状態の差(健康格差)の縮小を図っていくよう努めます。

③ 世代に応じた生活習慣の改善

健康寿命の延伸のためには、子どものころから正しい生活習慣を身につけ、乳幼児期から高齢期まで生活習慣病を予防するとともに、健康な社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが重要です。

健康寿命を延伸するために、身体の健康とともにこころの健康のほか、将来を担う次世代の健康を支えるために妊婦や子どもの健康、加齢による機能低下を遅らせるために高齢者の健康づくりなど、きめ細かい心身機能の維持及び向上を目的とした、世代に応じた生活習慣の改善を進めます。

④ 予防医療の推進(予防接種の推進)

予防医療を一層推進するため、後遺症や重症化のおそれのある感染症を予防する柱である「予防接種」を、新たに取り組むべき行動分野として追加します。

⑤ 母子保健の推進

「健やか親子21」の課題に基づき、「思春期保健対策の強化」「安全な妊娠・出産への支援」「小児保健医療水準の向上」「子どもの安らかな発育支援」を図ることが重要です。

予防医療の推進及び健康寿命を延伸するためには、乳幼児期に適切に予防接種を実施するとともに、子どもの頃から正しい生活習慣を身につけること、また将来を担う次世代の健康を支えるために、安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに子育てできる環境をつくることが重要であることから、引き続き、母子保健施策の推進を図ります。

2. 分野、目標及び指標の設定

2次計画においても、国の「健康日本21(第2次)」の課題設定を考慮し、市民一人ひとりに、目標及び具体的に取り組むべき行動をわかりやすく示すために、引き続き目標及び指標は分野ごとに設定します。また5つの視点を勘案して、13分野に新たに「予防接種」を加えた14分野ごとに、「目標」「指標」を設定し、「市民のとりくみ」「市のとりくみ」等を示します。